

# 財産評価 ～取引相場のない株式⑥～

今回も類似業種比準価額の計算です。まだまだ道半ばです。

(3) 2つの類似業種から選べる場合も♪

例えば『パン・菓子製造業』は小分類による区分で、その一つ上のカテゴリーには中分類の『食料品製造業』という業種があります。実は、小分類に該当する場合には一つ上の中分類を、中分類に該当する場合には一つ上の大分類による業種も選択が可能となっています。したがって、『パン・菓子製造業』の場合は『食料品製造業』についても(B)を加味して計算を行い、いずれか小さい方を類似業種の株価(A)として採用できます。

(4) 比準要素の計算(B)

類似業種と比準する要素は3つあり、その3つの要素とは

- ① 1株当たりの配当金額
- ② 1株当たりの年間の利益金額
- ③ 1株当たりの純資産価額



でした(NO.150参照)。類似業種の各要素の金額は発表されているため、まずは(1株当たり50円と仮定した場合)の評価対象会社の配当金額・年間の利益金額・純資産価額を計算します。

① 1株当たりの配当金額

課税時期の直前3期の配当金額をベースに計算します。もし記念配当などの非経常的な配当があった場合には、それらを除くことができます。

② 1株当たりの年間の利益金額

同じく課税時期の直前3期の利益の金額をベースに計算します。非経常的な利益(固定資産や株式の売却益など)がある場合は除くことができます。気をつけたいのは、ここで言う利益とは『税務上の利益(=所得)』を指し、損益計算書の最終値ではなく税務申告書の金額(税務上の繰越欠損金がある場合には控除する前)を用いるという点です。なお、計算の結果マイナスとなる場合は0円とします。

③ 1株当たりの純資産価額

課税時期の直前期と直前々期の純資産額をベースに計算します。これも『税務上の純資産価額』を指し、貸借対照表の純資産の部の金額ではなく税務申告書の金額を用います。やはりマイナスとなる場合は0円です。

こうして①～③まで計算できたら、類似業種の各金額と比べてみましょう。ちなみに、前回登場した『パン・菓子製造業』の各金額は、国税庁HPによれば①配当9.3円②利益49円③純資産664円となっています。これらの金額が評価対象会社と比べて小さいと、株価は……そう、高くなりますね。類似業種の会社よりも評価対象会社の方が優れていることになるからです。

(5) 利益のウェイトは3倍

株価を決定する3要素はどれも同じウェイトではなく、利益には3倍の比重が置かれています。したがって、比較対象の類似業種よりも利益がたくさん出ている会社は、特に株価が高くなる傾向にあります。

(6) しんしゃく割合(C)

こうして計算した株価が大きくなり過ぎないように、大会社は×0.7、中会社は×0.6、小会社は×0.5というしんしゃく割合をそれぞれ乗じる措置が設けられています(各会社の区分についてはNO.150参照)。

(7) 本来の1株当たりの金額に換算

さて、ここまで全て1株当たりの資本金額が50円として計算してきました。本来1株当たり50,000円ならば、1株当たり50,000円に戻して類似業種比準価額の計算は終了です。☞次回は具体例祭りです!

